

## 平成29年度税制改正大綱のまとめ（自民党・公明党大綱）

増税  減税 

### 1. 個人所得課税（所得税）

#### ◆配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

- 控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する世帯主の合計所得金額が1,000万円（給与所得者の場合は給与収入が1,220万円）を超えると配偶者控除が受けられなくなる。

合計所得金額	控 除 額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

- 配偶者特別控除を受けられる配偶者（本人）の合計所得金額を76万円未満から123万円以下に引き上げ（給与所得者の場合は給与収入が141万円未満から約201万円以下）。
- 配偶者特別控除を全額（38万円）受けられる配偶者（本人）の合計所得金額を40万円未満から85万円以下に引き上げ（給与所得者の場合は給与収入が105万円未満から150万円以下）。
- 平成30年分以後の所得税について適用する。

#### ◆積立NISAの創設

- 一定の公募等株式投資信託に係る配当所得及び譲渡所得等が、年間投資金額40万円を上限として20年間非課税になる制度を創設。
- 現行のNISAと選択して適用される。
- 平成30年から平成49年までの期間が対象となる。

#### ◆リフォーム減税の拡充

- 対象となる増改築工事に、従来の耐震改修工事、省エネ改修工事に加えて、これらの工事と併せて行う一定の耐久性向上改修工事を追加する。
- 平成29年4月1日から平成33年12月31日までの間に増改築等をした居住用家屋を自己の住居の用に供する場合に適用する。

## 2. 資産課税（相続税・贈与税・固定資産税）

### ◆非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

- ・ 相続時精算課税制度に係る贈与を贈与税の納税猶予制度の適用対象に加える。
- ・ 納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件について、相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数の 80%の計算をする上で、1 人に満たない端数がある時は、これを切り捨てる（現行：切り上げる）。
- ・ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度における認定相続承継会社の要件について、下記の①②の要件を撤廃する。
  - ① 中小企業者であること
  - ② 当該会社の株式等が非上場株式等に該当すること
- ・ 平成 29 年 1 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税または贈与税について適用する。

### ◆相続税又は贈与税の納税義務者の見直し

- ・ 国外財産が相続税の課税対象外とされる要件として、被相続人等及び相続人等が相続開始前いずれの時においても国内に住所を有したことがない年数を、現行の 5 年から 10 年に変更する。
- ・ 国内に住所を有せず日本国籍も有しない相続人等が、過去 10 年以内に国内に住所を有していた者から相続又は遺贈により取得した国外財産を、相続税の課税対象に加える。
- ・ 被相続人等及び相続人等が出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をもって一時的滞在（国内に住所を有している期間が相続開始前 15 年以内で合計 10 年以下）をしている場合等の相続又は遺贈に係る相続税については、国内財産のみを課税対象とする。
- ・ 平成 29 年 4 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

相続人・受贈者		国内に住所あり	国内に住所なし		日本国籍なし
			日本国籍あり		
被相続人・贈与者			10年（現行5年）以内に国内に住所あり	10年（現行5年）を超えて国内に住所なし	
国内に住所あり					
国内に住所なし	10年（現行5年）以内に国内に住所あり	<b>国内財産&amp;国外財産に課税</b>			<b>【改正】国内財産&amp;国外財産に課税</b>
	10年（現行5年）を超えて国内に住所なし			国内財産にのみ課税	

※ 在留資格をもって一時的滞在（国内に住所を有している期間が相続開始前 15 年以内で合計 10 年以下の滞在）をしている場合等は国内財産のみ課税。

◆居住用超高層建築物（タワーマンション）に係る固定資産税等の見直し



- ・ 高さが 60mを超える居住用建築物（超高層建築物のうち、複数の階に住戸が所在している＝居住用超高層建築物）に係る固定資産税及び都市計画税を、階層の違いによる取引単価の変化の傾向を反映する補正率により、次のように補正する。ただし、居住用部分以外は補正の対象外とする。
  - ① 1 棟全体に係る固定資産税額を、階層別専有床面積補正率を適用した専有床面積により按分する。
  - ② 階層別専有床面積補正率とは、1 階を 100 とし、階が 1 つ増すごとに 39 分の 10 を加えた数値とする（高層階は増税、低層階は減税）。
- ・ 平成 30 年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物（平成 29 年 4 月 1 日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く）について適用する。

◆居住用超高層建築物（タワーマンション）に係る不動産取得税の見直し



- ・ 不動産取得税についても、固定資産税及び都市計画税同様に、階層の違いによる取引単価の変化の傾向を反映する階層別専有床面積補正率により補正する。ただし、居住用部分以外は補正の対象外とする。
- ・ 平成 30 年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物（平成 29 年 4 月 1 日前に売買契約書が締結された住戸を含むものを除く）について適用する。

◆医療法人における「持分なし医療法人」への移行に伴う贈与税の見直し



- ・ 「持分の定めのある医療法人」が、認定医療法人（「平成 18 年医療法等改正法」に規定する移行計画の認定を受けた医療法人をいう）であること等、一定の要件を満たす場合において、出資者が持分を放棄し、認定移行計画に記載された移行期間までに持分の定めのない医療法人へ移行したときは、医療法人が受けた経済的利益については、贈与税を課さない。


ただし、「持分の定めのない医療法人」へ移行をした日以後 6 年を経過する日までの間に移行計画の認定要件に該当しないこととなった場合には、当該医療法人を個人とみなして、贈与税を課する。
- ・ 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を 3 年延長する。

◆取引相場のない株式の評価の見直し①



- ・ 類似業種比準方式の類似業種の株価について、現行の他に課税時期の属する月以前 2 年間の平均株価を加える。
  - ① 課税時期以前 3 ヶ月間の各月の平均の株価のうち最も低い株価（現行）
  - ② 前年平均株価（現行）
  - ③ 課税時期の属する月以前 2 年間の平均株価（追加）上記のいずれかを選択。

- ・ 類似業種比準方式の計算において、類似業種の上場会社の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとする。
- ・ 類似業種比準方式の計算において、配当金額：利益金額：簿価純資産価額の比重について、1：1：1に変更する（現行 1：3：1）。
- ・ 評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲を拡大する。
- ・ 平成 29 年 1 月 1 日以後の相続等により取得した財産の評価に適用する。

◆取引相場のない株式の評価の見直し② 

- ・ 株式保有特定会社（保有する株式及び出資の価額が、総資産価額の 50%以上を占める非上場会社をいう）の判定基準に新株予約権付社債を加える。
- ・ 平成 30 年 1 月 1 日以後の相続等により取得した財産の評価に適用する。

◆広大地の評価の見直し 

- ・ 広大地の評価について、現行の面積のみに比例的に減額する評価方法から、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法に見直し、適用要件を明確化する。

<改正前> 路線価 × 広大地補正率（※） × 面積

$$\text{※ 広大地補正率} = 0.6 - 0.05 \times \frac{\text{広大地の地積}}{1,000\text{m}^2}$$

<改正後> 路線価 × 形状・面積に応じた補正率 × 面積

- ・ 平成 30 年 1 月 1 日以後の相続等により取得した財産の評価に適用する。

◆登録免許税の税率の軽減措置の延長 

- ・ 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 2 年延長する。
- ・ 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 3 年延長する。

◆中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例の拡充

- ・ 商店、飲食店、介護事業者などの中小サービス業の生産性向上を促すため、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業者が取得する機械装置に係る固定資産税の特例措置が拡充される。対象となる設備に一定の器具備品・建物附属設備等を追加する。  
対象設備の例：セルフレジ、空調設備、冷蔵陳列棚等

【特例措置】

固定資産税の課税標準を、3 年間 1/2 に軽減。 適用期限は平成 30 年度末まで。

【対象地域・業種】

- ① 最低賃金が全国平均未満の地域・・・すべての業種
- ② 最低賃金が全国平均以上の地域・・・労働生産性が全国平均未満の業種

### 3. 法人課税（法人税）

#### ◆試験研究を行った場合の税額控除制度に関する見直し

- 試験研究費の定義の見直し  
従来の定義「その試験研究を行うために要する原材料費、人件費及び経費のほか、他の者に委託して試験研究を行う法人のその試験研究のためにその委託を受けた者に対して支払う費用などの額」に加えて、「対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用」を追加する。  
これまでの製造業による「モノ作り」の研究開発に加え、第4次産業革命の推進のため、試験研究費の範囲が拡大となり、ビッグデータ、人工知能等の活用を行う企業は優遇を受けられることとなる。
- 税額控除率の見直しがされ、試験研究費の増減割合に応じた税額控除を行うこととされた。
 

① 増減割合が5%超	9% + (増減割合 - 5%) × 0.3
② 増減割合が5%以下	9% - (5% - 増減割合) × 0.1
③ 増減割合が-25%未満	6%

※税額控除率の上限は14%、2年間の時限措置が終了後に10%となる。
- 「試験研究費の増加額等に係る税額控除制度」が廃止となる。
- 「平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除」の適用期限が2年間延長となる。  
更に、上乗せ措置として次の措置を選択適用することが可能になる。  
控除税額の上限（法人税額 × 25%） + 法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2  
※ 法人税額の10%を上限とし、下記② 控除税額の上限と選択適用。
- 「中小企業技術基盤強化税制」が拡充され、試験研究費の増加割合が5%を超える場合には、税額控除率及び税額控除限度額の上限が引き上げとなる（2年間の時限措置）。
 

① 税額控除率	従来の税額控除率（12%）に、(試験研究費の増加割合 - 5%) × 0.3が加算される（税額控除率の上限は17%）。
② 控除税額の上限	従来の控除限度額（法人税額 × 25%）に10%上乗せして、法人税額 × 35%を上限とする。
- 特別試験研究費の対象についての見直し  
対象となる費用の限定列挙を廃止し、契約変更前に支出した費用について、その契約に係るものであることが明らかであり、かつ、その支出日と契約変更日が同一の事業年度内である場合には、特別試験研究費の対象となることを明確化する。



◆所得拡大促進税制の拡充 

- 所得拡大促進税制の適用要件について、中小企業者等以外の法人に、以下のような見直しが行われる。

【改正前】

- ① 雇用者給与等支給額 $\geq$ 基準雇用者給与等支給額 $\times$ 一定の割合
- ② 雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額
- ③ 平均給与等支給額 $>$ 比較平均給与等支給額

【改正案】

上記③に代えて

平均給与等支給額 $\geq$ 比較平均給与等支給額 $\times 102\%$

- 控除税額については、中小企業者等以外の法人に、以下のような見直しが行われる。

【改正前】

(雇用者給与等支給額-基準雇用者給与等支給額) $\times 10\%$

【改正案】

(雇用者給与等支給額-基準雇用者給与等支給額) $\times 10\% +$  (雇用者給与等支給額-比較雇用者給与等支給額) $\times 2\%$

- 中小企業者等については、平均給与等支給額 $>$ 比較平均給与等支給額 $\times 102\%$ の要件を満たす場合については、その控除割合を22%とする。
- 付加価値割における所得拡大促進税制についても、法人税法に準じた改正が行われる。

◆中小企業者向け各租税特別措置法の適用除外 

- 中小企業者等のうち、平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える事業年度につき、中小企業者向けの法人税、租税特別措置法の適用を停止する措置がとられる。
- 平成31年4月1日以後に開始される事業年度から適用される。

◆役員給与の損金不算入制度の見直し 

- 定期同額給与の範囲に、税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与を加える。
- 事前確定届出給与の対象に「所定の時期に確定した数の株式を交付する給与」「所定の時期に確定した数の新株予約権を交付する給与」を加える。
- 利益連動給与について、「株式の市場価格の状況を示す指標」及び「売上高の状況を示す指標」を加えるとともに、「当該事業年度後の事業年度」又は「将来の所定の時点若しくは期間」の指標を用いることができることとする。
- 利益等を基礎として算定される退職給与のうち、利益連動給与等の損金算入要件を満たさないものは、全額を損金不算入とする。

#### ◆組織再編税制等の見直し



- 分割型分割や100%子法人株式の全部を分配する現物分配のうち一定の要件を満たすものについて、課税を繰り延べる措置を講ずる。(適格分割の範囲の拡大)
- 吸収合併及び株式交換に係る適格要件のうち対価に関する要件が緩和される。
- 全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求による完全子法人化について、株式交換と同様に、組織再編税制の一環として位置づけ、一定の措置を構ずる。
- 企業グループ内の分割型分割において、現行は支配法人と分割法人及び分割承継法人との間の関係が継続することが見込まれなければ適格要件を満たさないものが、支配法人と分割承継法人との間の関係が継続することが見込まれていれば、組織再編税制における適格要件を満たすように緩和される。
- 営業権、資産調整勘定、負債調整勘定の償却方法について、取得年度の償却限度額の計算上、取得月からの月割計算(現行は事業年度の月数)を行う。

#### ◆地域中核企業向け設備投資促進税制の創設



- 適用法人：青色申告法人
- 適用要件：「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の改正法の施行の日から平成31年3月31日までの間に、国の確認を受けた一定の地域内において、特定地域中核事業施設等を新設又は増設し、その特定地域中核事業施設等を構成する機械装置、器具備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をして、その地域中核事業の用に供したとき
- 制度の内容：その取得価額の40%(建物及びその附属設備並びに構築物については、20%)の特別償却とその取得価額の4%(建物及びその附属設備並びに構築物については、2%)の税額控除との選択適用ができる。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする。

#### ◆中小企業向け設備投資促進税制の拡充



- 中小企業投資促進税制の上乗せ措置(生産性向上設備等に係る即時償却等)について、「中小企業経営強化税制」として改組し、全ての器具備品及び建物附属設備を対象とする。
- 適用法人：青色申告書を提出する中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもの。
- 適用要件：平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアで、特定経営力向上設備等に該当するもののうち、一定の規模以上のものの取得等をして、その特定経営力向上設備等を国内にあるその法人の指定事業の用に供した場合
- 制度の内容：特定経営力向上設備等の普通償却限度額との合計でその取得価額までの特

別償却と、その取得価額の7%（特定中小企業者等は、10%）の税額控除との選択適用ができる。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は1年間の繰越しができる。

※「中小企業投資促進税制」「特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の税額控除」「中小企業経営強化税制の特別控除」の上限について、これらの制度の税額控除における控除税額の合計で、当期の法人税額の20%を上限とする所要の整備を行う。

#### ◆その他

- 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度における対象となる国庫補助金等の範囲について、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金でロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト等に係るものを加える。

## 4. 消費課税

#### ◆ 入国時免税店購入物品の消費税免除

- 日本国内にきた旅客が到着時に免税店において購入して輸入するものについては携帯品免税制度の対象として消費税を免除する。

#### ◆ 酒税税率の見直し

- 発泡性酒類、醸造酒類及び混成酒類の酒税の税率について、次のとおりとする。

種 類	現 行	改 正 案
発泡性酒類	220,000 円/kl	155,000 円/kl
発泡酒（アルコール分）	（10 度未満）	
麦芽比率 25%以上 50%未満	178,125 円/kl	
麦芽比率 25%未満	134,250 円/kl	
その他の発泡性酒類（アルコール分）	（10 度未満）	（11 度未満）
ホップを原料の一部とした酒類で一定のもの	80,000 円/kl	155,000 円/kl
ホップ及び一定の苦味料を原料としない酒類	80,000 円/kl	100,000 円/kl
醸造酒類	140,000 円/kl	100,000 円/kl
清酒	120,000 円/kl	
果実酒	80,000 円/kl	
混成酒類（アルコール分 20 度）	220,000 円/kl	200,000 円/kl

- 上記改正は平成 32 年 10 月 1 日から実施されるが消費者、酒類製造者への影響を考慮し、段階的に税率を改正する。



◆外国人旅行者等向け酒税免税制度の創設 

- 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、非居住者に対し、自ら製造等をした酒類で輸出するために製造場から移出する場合、酒税を免除する。
- 輸出酒類販売場とは、消費税の輸出物品販売場の許可を受けた酒類の製造場で所在地の所轄税務署長の許可を受けた酒類の販売場の事を指す。

◆ 仮想通貨の譲渡の消費税非課税 

- 仮想通貨の譲渡について消費税を非課税とする。
- 平成29年7月1日以降に事業者が行う譲渡について非課税の適用がされる。
- 改正前に譲り受けた仮想通貨の仕入れ区分は「課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ」に該当するものとする。
- 事業者が平成29年6月30日に100万円（税抜き）以上の仮想通貨を保有する場合において、6月末の保有数量が6月中の平均保有数量に対し増加しているときは、増加した部分の課税仕入れに係る消費税の仕入税額控除は認めない。

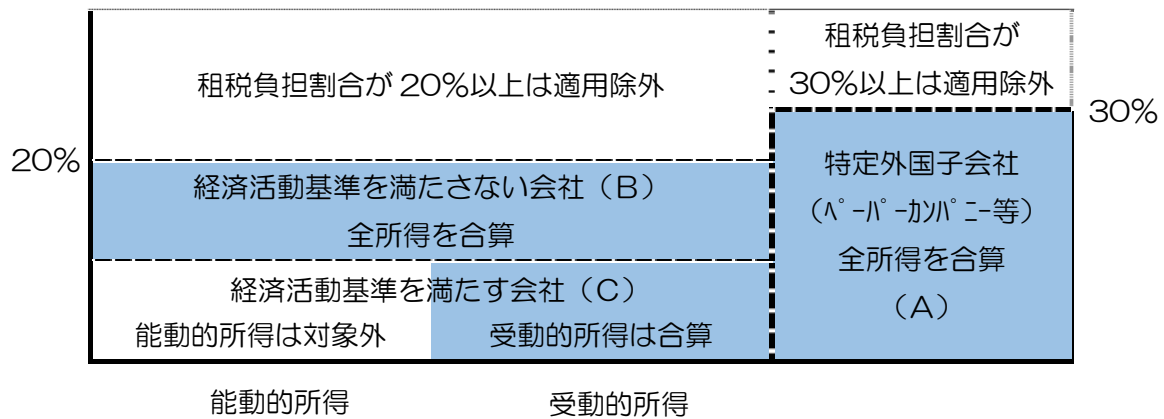
5. 国際課税

◆外国子会社合算税制（タックス・ハイブン対策税制）等の総合的見直し

- 現行の制度では、外国子会社の税負担割合が20%未満であっても、適用除外基準を満たした場合には、外国子会社の中に受動的所得（利子、配当及び無形固定資産の使用料等の一定の所得）が含まれていても課税ができないという問題が生じていたため見直しが行われる。
- 基本的な考え方としては、合算対象の外国子会社の場合、経済実体がない受動的所得を合算対象とし、実体ある事業からの所得（「能動的所得」）は外国子会社の税負担率に関わらず合算対象外とされる。
- 合算対象とされる外国子会社の判定方法等
  - ① 外国子会社の判定方法が50%超の株式等の保有を通じた連鎖関係がある外国法人の持分割合によることとされる。
  - ② 資本関係が無くても、その残余財産のおおむね全部を請求できるなど、実質的に支配している外国法人も合算対象の対象に加える。
- 特定の外国子会社に係る合算課税  
外国子会社の租税負担割合が30%未満で、かつ、以下に該当するものは、全所得が合算課税の対象とされる。（イメージ図A）
  - a) ペーパーカンパニー
  - b) 総資産の額に対する受動的所得の割合が30%超（一定の場合に限る）
  - c) 財務大臣が指定するブラックリスト国に所在

- 合算対象所得  
外国子会社の租税負担割合が 20%未満である場合は、以下の通り。
  - ① 経済活動基準とされる事業基準、実体基準及び管理支配基準、所在地国基準又は非関連者基準のうち、いずれかを満たさない場合には、全所得が合算課税の対象とされる。  
(イメージ図B)
  - ② 経済活動基準の全てを満たす場合は、受動的所得のみ合算対象とされる。  
(イメージ図C)

(合算対象所得イメージ図)



- 外国子会社の平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用される。

#### ◆非永住者の課税所得の範囲の見直し

- 平成 26 年税制改正で、総合主義から帰属主義へ国際課税原則が変更され、外国上場有価証券等の譲渡に係る所得が非永住者の課税所得の範囲に含まれたことに伴い、「国外源泉所得」の定義を見直し、課税の適正化を図る。
- 平成 29 年 3 月 31 日以前に取得した有価証券で、次に掲げる譲渡により生ずる所得は、非永住者の課税所得の範囲から除外される。
  - ① 外国金融商品取引所において譲渡されるもの。
  - ② 国外において金融商品取引業等を営む者への売委託により国外において譲渡されるもの。
  - ③ 国外において金融商品取引業等を営む者の国外営業所等に開設された有価証券の保管等に係る口座に受け入れられているもの。
- 平成 29 年 4 月 1 日以後に取得した有価証券で、過去 10 年以内に非永住者である期間に取得した有価証券については当該取り扱いの対象とならない。
- 平成 29 年 4 月 1 日以後に行う有価証券の譲渡について適用される。

## 6. その他

### ◆届出書の提出先の変更

- 以下の届出書について、次に定める税務署長への提出を不要とする。

税目	届出書	不要となる提出先
所得税	納税地の変更に関する届出書（※1）	その変更後の納税地の所轄税務署長
所得税	納税地の異動に関する届出書（※2）	その異動後の納税地の所轄税務署長
所得税	個人事業の開業廃業等届出書	その個人の納税地以外の税務署長
所得税	給与支払事務所等の移転届出書	その移転後の給与支払事務所等の所在地の税務署長
法人税	納税地の異動に関する届出書	その異動後の納税地の所轄税務署長
消費税	納税地の異動に関する届出書	その異動後の納税地の所轄税務署長

※1 住所を有する方がその住所地に代えて居所地を納税地とする場合など

※2 転居等により納税地に異動がある場合

編集

TOMA税理士法人  
TOMAコンサルタンツグループ株式会社

<http://toma.co.jp>

〒100-0005

東京都千代田区丸の内 1-8-3 丸の内トラストタワー本館 3階

TEL : 03-6266-2531 E-Mail [toma@toma.co.jp](mailto:toma@toma.co.jp)

税理士31名・国税局OB税理士9名・税理士試験科目合格者42名・公認会計士7名・公認会計士試験合格者5名・社会保険労務士16名・中小企業診断士5名・弁護士1名・司法書士3名・行政書士8名・不動産鑑定士1名・土地家屋調査士1名・宅地建物取引士18名・M&Aシニアエキスパート5名・人事労務コンサルタント15名・経営コンサルタント10名・医療経営コンサルタント10名・ITコンサルタント10名・ファイナンシャルプランナー32名・相続税士1名・賃貸不動産経営管理士2名・知的資産経営認定士1名・登録政治資金監査人2名・銀行OB6名ほか 総人数200名

<ビジョン> 日本一多くの100年企業を創り続け 1000年続くコンサルティングファームになります